

議員提出第32号議案

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書
提出の件

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書を別
紙のとおり提出する。

令和4年3月28日提出

提出者 神戸市会議員

安井俊彦	安達和彦	守屋隆司
村野誠一	坊池正	平井真千子
山口由美	河南ただかず	しらくに高太郎
山下てんせい	五島大亮	植中雅子
岡田ゆうじ	吉田健吾	上畠寛弘
平野達司	岡村正之	大野陽平
吉田謙治	大澤和士	北川道夫
壬生潤	藤本浩二	沖久正留
菅野吉記	軒原順子	堂下豊史
高瀬勝也	徳山敏子	門田まゆみ
高橋としえ	住本かずのり	外海開三
三木しんじろう	黒田武志	山本のりかず
ながさわ淳一	さとうまちこ	辻康裕
川口まさる	松本のり子	森本真
大かわら鈴子	山本じゅんじ	西ただす
味口としゆき	今井まさこ	林まさひと
朝倉えつ子	池田りんたろう	よこはた和幸
伊藤めぐみ	たなびき剛	やのこうじ
かじ幸夫	あわはら富夫	浦上忠文
小林るみ子	高橋ひでのり	香川真二
大井としひろ	川内清尚	前島浩一
諫山大介	松本しゅうじ	上原みなみ

村 上 立 真

理 由

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを国に要望する必要があるため。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官

各宛て

神戸市会議長 坊 恭 寿

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する
制度の見直しを求める意見書（案）

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対し、文書通信交通滞在費（以下「文通費」といいます。）が、同年11月1日に当選確定した議員を含め、投開票日である同年10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたことを発端に、文通費及び立法事務費の使途や扱いについて、情報公開の徹底などの改善を求める声が国民から上がっています。

文通費は、国会法第38条及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に月額100万円が支給されています。

しかし、法律上、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がないため、その原資は国民が納めた税金であるにもかかわらず、法が求める使途どおり支出されているか確認できず、大きな政治不信を生んでいます。

また、立法事務費は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律により、衆参両院における各会派の所属議員数に応じて各会派に交付すると定められており、各会派に対し議員1人につき月額65万円の立法事務費が交付されています。しかし、これについても文通費と同様に、法律上、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がありません。

一方、我々神戸市会は、他の多くの地方議会同様、政務活動費の使途や扱いについて市民に対し説明責任を果たすため徹底した情報公開を行っています。すなわち神戸市会政務活動費の交付等に関する条例及び神戸市会政務活動費経理要綱

等において、交付方法や金額、経費の範囲、また残金の返還等を細かく定めており、趣旨に反する支出には政務活動費を充当することができません。さらに支出に関する領収書や納品書等の添付及びその内容のインターネット公開を義務付けており、その使途の透明性を高める制度となっています。

よって、国におかれては、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者が納得する国会議員の活動の在り方を実現するため、所要の法改正を始めとする文通費及び立法事務費の制度の見直しに早急に取り組まれるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。